

教育委員会会議提出議案

第4号

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和3年2月19日
教 育 長

(理由)

近年の少子化、青少年の体験活動離れ、社会教育関係団体、青少年団体の減少等により、施設利用者数・団体数が減少している。改定により家族等少人数団体の受け入れや日帰り利用の受け入れを可能とすることで、より多くの県民に体験活動の機会を提供することを目指すもの。

併せて、行政手続の簡素化を図るため、押印を義務付けている手続について見直しを行うもの。

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則（案）

1 概要

県民の様々な学習ニーズに応えるため、社会教育施設においてより充実したサービスの提供などが求められている。改正により家族等少人数の団体の受け入れや日帰り利用の受け入れを可能とすることで、より多くの県民に体験活動の機会を提供することを目指し、福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則等の一部を改正するとともに、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正規則名

- (1) 福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和59年福岡県教育委員会規則第3号）
- (2) 福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和46年福岡県教育委員会規則第23号）
- (3) 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和49年福岡県教育委員会規則第9号）

3 施行年月日

令和3年4月1日

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則(昭和五十九年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用条件)

第三条 センター及び少年自然の家を利用できる者及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。

- 一 適正な研修等計画を持ち、センター又は少年自然の家を利用して、研修等の活動を行なうものであること。
- 二 二人以上で、引率教員その他の指導者又は責任者を有すること。

三 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するた
めの利用ではないこと。

四 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するた
めの利用ではないこと。

五 もっぱら営利を目的とするための利用ではないこと。

別記様式（第十二条関係）中「五」を削る。

(福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 研修団体として適正な研修計画を持ち、青年の家を利用して、研修活動(体育及びレクリエーション活動を含む。)を行なうものであること。
- 二 二人以上で、責任者を有すること。

別記様式(第十三条関係)中「五」を削る。

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第三条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十九年福岡県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 研修団体として適正な研修等計画を持ち、玄海の家を利用して、研修等の活動を行なうものであること。
- 二 二人以上で、引率教員その他の指導者又は責任者（以下「責任者」という。）を有すること。

別記様式（第十三条関係）中「五」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第二条 (略)</p> <p>(利用条件)</p> <p>第三条 センター及び少年自然の家を利用できる者及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 適正な研修等計画を持ち、センター又は少年自然の家を利用して、研修等の活動を行なうものであること。</p> <p>二 二人以上で、引率教員その他の指導者又は責任者を有すること。</p> <p>三 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。</p> <p>四 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。</p> <p>五 もっぱら営利を目的とするための利用ではないこと。</p> <p>第四条～第十三条 (略)</p>	<p>第一条～第二条 (略)</p> <p>(利用の条件)</p> <p>第三条 センター及び少年自然の家を利用できる者は、その利用目的が次の各号に掲げる条件に該当し、かつ、適正な研修の計画を有する者とする。</p> <p>一 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。</p> <p>二 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。</p> <p>三 もっぱら営利を目的とするための利用ではないこと。</p> <p>2 前項の者のうち、センター及び少年自然の家に宿泊できる者は、原則として、五人以上の団体で、引率教員その他の指導者又は責任者を有し、二十四時間以上センター又は少年自然の家を利用して研修等の活動を行なうものでなければならない。</p> <p>第四条～第十三条 (略)</p>

改正案

別記様式(第12条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第125条の3及び第133条の4の規定により、
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() () ファックス() ()

添付書類

- 1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

現行

別記様式(第12条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第125条の3及び第133条の4の規定により、
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() () ファックス() ()

添付書類

- 1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（利用条件）</p> <p>第三条 研修団体及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 研修団体として適正な研修計画を持ち、青年の家を利用して、研修活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）を行なうものであること。</p> <p>二 二人以上で、責任者を有すること。</p> <p>三～五（略）</p> <p>第四条～第十四条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（利用条件）</p> <p>第三条 研修団体及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 五人以上の団体であること。</p> <p>二 研修団体として適正な研修計画を持ち、二十四時間以上青年の家を利用して研修活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）を行なうものであること。ただし、利用する時間については所長がとくに認めた場合は、この限りではない。</p> <p>三～五（略）</p> <p>第四条～第十四条（略）</p>

改正案

別記様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

福岡県教育委員会 殿

(申請者)
主たる事務所の所在地
団体名称
代表者氏名

年 月 日

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第131条の3の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() () ファックス() ()

添付書類
1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

現行

別記様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

福岡県教育委員会 殿

(申請者)
主たる事務所の所在地
団体名称
代表者氏名

年 月 日

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第131条の3の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() () ファックス() ()

添付書類
1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十九年福岡県教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（利用条件）</p> <p>第四条 研修団体及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 研修団体として適正な研修等計画を持ち、玄海の家を利用して、研修等の活動を行うものであること。</p> <p>二 一人以上で、引率教員その他の指導者又は責任者（以下「責任者」という。）を有すること。</p> <p>三～五（略）</p> <p>第五条～第十四条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（利用条件）</p> <p>第四条 研修団体及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 原則として十人以上の団体で引率教員その他の指導者又は責任者（以下「責任者」という。）を有すること。</p> <p>二 研修団体として適正な研修等計画を持ち、原則として二十四時間以上五泊六日以内玄海の家を利用して研修等活動を行うものであること。</p> <p>三～五（略）</p> <p>第五条～第十四条（略）</p>

改正案

別記様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

年 月 日

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第133条の4の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

- 1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

現行

別記様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

年 月 日

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第133条の4の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

- 1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

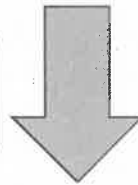
福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する
規則等の一部を改正する規則（案）の概要について

1 利用条件の緩和

〈現行〉

		社会教育総合センター、 同少年自然の家		英彦山青年の家	少年自然の家「玄海の家」
		センター	自然の家		
	人数	(制限なし)	原則5人以上の 団体	5人以上の団体	原則10人以上の団体
	時間	(制限なし)	24時間以上	24時間以上	原則24時間以上、5泊6 日以内
	責任者	(記載なし)	引率教員その他 の指導者・責任者 を有する	(記載なし)	引率教員その他の指導者・ 責任者を有する

- ① 人数：最小受け入れ人数を2人以上とする。
② 時間：研修時間・宿泊の要件を撤廃する。
③ 責任者：引率者等の要件を整理する。



〈改正案〉

		社会教育総合センター、 同少年自然の家		英彦山青年の家	少年自然の家「玄海の家」
		センター	自然の家		
利 用 条 件	人数	2人以上		2人以上	2人以上
	時間	(削る)		(削る)	(削る)
	責任者	引率教員その他の指導者・ 責任者を有する		責任者を有する	引率教員その他の指導者・ 責任者を有する

2 その他

押印の義務付け廃止